

中華人民共和国

档案馆

- 国家と社会の歴史の真実を守り抜く重要な事業
- 人類の文化遺産の重要な構成部分であり、社会文明の進歩の拠り所

(王剛前档案局長)

- 档案を集中的に管理する文化事業機構

(档案法第8条)

档案とは

過去及び現在の国家機構、社会組織及び個人が、政治、軍事、経済、科学、技術、文化、宗教等の活動に従事し、直接作成した国家及び社会にとって保存価値を有する各種文字、図表、音声画像等、形式を問わない歴史記録

(档案法第2条)

1. 中国国家档案局

- 全国の档案事業を主管
- 全国の档案事業に対する統一的な企画立案、組織間の調整、制度の統一、監督指導を行う

(中国档案法第6条)





郭国家档案局·中央档案馆 副局长を表敬訪問 ²³

国レベルの档案馆

- **中央档案馆**

中国共産党の歴史档案と建国(1949年)後の中央政府機関の档案を保存

- **第一歴史档案馆**

主に1608年から1911年までの明清両朝の歴史資料を保存

- **第二歴史档案馆**

1912年から1949年までの歴史档案を保存

その他の档案馆

- 全国県レベル以上の档案馆

約3600か所

- 専門档案馆

外交档案馆、人民解放軍档案馆、映画資料館など 全国に数百か所

- 専任の档案職員 全国に約20万人

- 兼任の档案職員 全国に約100万人

移管システム

法令

- 保存の対象となる文書は保管所で集中管理し、
いかなる個人も私物化してはならない
(第10条)
- 档案は定期的に档案館に移管すべし
(第11条)
- 違反者には罰則が適用される
(第24条)

法律改正の要点

(1996年)

国家档案局への権限強化

- 档案は「**関係の档案館**に寄託或いは売却できる」を「**国家档案館**に」 (档案法第16条2項)
- 「档案を譲渡する具体的方法は**国家档案行政管理部門**が制定する」
(同第17条に新項目を追加)
- 「档案館は定期的に公開目録を公表する」
(同第19条2項に追加)

移管の流れ

- 文書は作成から1年経過すれば、整理、編集し組織内部の「保管所」に移管
- 中央、省、市レベルの档案は档案形成の日から20年経過後に档案館へ移管
- 県レベル以下の档案は档案作成の日から10年後に各レベルの档案館に移管
- 専門性が高いか保秘の必要性が強い档案については移管期限を延長できる

電子文書の保存対策

- 電子文件保存管理規範 03年5月1日施行
- 電子公文保存管理暫定実施方法
03年9月1日施行
- 北京市档案馆では目録検索と閲覧予約が
ネット上で可能に
- 検索可能な目録数は本年末に90万件に

2. 中国第一 歴史档案馆

明清両朝の皇帝の
公式記録及び宮廷
の生活記録を保管



2. 中国第一歴史档案馆

- 1925年に故宮博物院内に設立
- 明清両朝500年の皇帝の公式記録
及び宮廷の生活記録(1000万冊)
- 10の部門に173人の職員





重要記録を保管するための文書収納箱

3 . 北京市档案馆

- 1957年12月 設立
- 1996年 4月 新館開館
(地下2階、地上15階)
- 所蔵文書は145万冊、延長11キロ
- 明朝以降の北京周辺の資料
- 中華民国成立以来百年の資料は充実



4階から上が書庫



北京市档案局(館)副局(館)長 羅運鶴を表敬訪問



修復作業を見学



デジタルアーカイブへの動き

- 2004年から試験的にインターネットで画像データを送信
- 2008年までに公文書の20%をデジタル画像化
- 2020年には70%をデジタル化する予定

* 国レベルの档案馆もデジタルアーカイブを志向



移動式書架で収蔵量を増す

